

医療法人社団 涓泉会 R 訪問看護ステーション

運 営 規 程

第 1 条 医療法人社団涓泉会が開設する医療法人社団涓泉会 R 訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために事業所の看護職員の人員(看護師、准看護師(以下「看護師等」という)及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という)や地域の皆様に対し、適正な指定訪問看護、指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 事業所の訪問看護師等は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅介護支援事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

本体事業所

- 1 名称 医療法人社団 涓泉会 R 訪問看護ステーション
- 2 所在地 東京都大田区東雪谷一丁目13番1号 3階

(従事者の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

但し、管理上支障のない時は訪問看護業務に従事できる。

- 2 看護職員 3名以上

看護職員(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び報告書の作成をし、看護職員は指定訪問看護等の提供に当たる。

- 3 事務職員 若干名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

医療法人社団 涓泉会 R 訪問看護ステーション

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、祝日と12月29日から1月4日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法、内容)

第 7 条 指定訪問看護等の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあつては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- ① 病状の観察
- ② 褥瘡の予防処置
- ③ 認知症の観察
- ④ カテーテル等の管理
- ⑤ 清潔の保持（洗髪、清拭）
- ⑥ 利用者の家族等への療養上の助言
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ その他の主治医が指示する業務等

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第 8 条 指定訪問看護等の提供にあたって、利用者に関わる指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者または地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）の連携について以下のとおりとする。

- 1 指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法内容の変更希望があつた場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、線密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定訪問看護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して訪問看護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(訪問看護計画の作成等)

第 9 条 指定訪問看護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、訪問看護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそつた訪問看護計画を作成する。

- 2 訪問看護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、訪問看護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 訪問看護従事者は、指定訪問看護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定訪問看護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 訪問看護事業所は、以下の区域を通常の事業実施地域とする。

大田区 北千束、南千束、石川町、雪が谷大塚町、上池台、東雪谷、南雪谷、田園調布南、田園調布1～2丁目、田園調布本町、北嶺町、西嶺町、東嶺町、北馬込、中馬込、西馬込、東馬込、南馬込、山王、中央4～6丁目、池上1～4丁目、仲池上、久が原、南久が原、千鳥1丁目

品川区 旗の台、中延5～6丁目、小山7丁目、荏原7丁目

(指定訪問看護の利用料等及び支払いの方法)

第12条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、指定訪問看護等が法定代理受領サービスである時は、その額の自己負担割合分とする。

- 2 死後の処置料 15,000円
- 3 緊急等の場合にタクシー等を使用する場合は、その実費費用を徴収する。
- 4 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 5 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 6 指定訪問看護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

第13条 訪問看護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 訪問看護従事者は、指定訪問看護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定訪問看護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(損害賠償について)

第16条 事業所は、事業所の責に帰すべき事由より利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任が減免される場合がある。

(非常災害等について)

第17条 非常災害等については次のとおりとする。

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

- (1) 防火責任者には、事業所管理者が防火管理者の資格を持った従事者を任命することとし、火元責任者には現場責任者をあてる。
 - (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は法人担当者が立ち会う。
 - (4) 非常災害用設備は常に有効の保持するように努める。
 - (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるために、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
 - (6) 防災責任者は、従事者に対して防火教育、消防訓練を実施するものとする。
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

(衛生管理及び従事者の健康管理等)

第18条 衛生管理及び従事者の健康管理等は、次のとおりとする。

- 1 指定訪問看護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(相談・苦情対応)

第19条 相談・苦情対応は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(身体拘束の禁止)

第20条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止する。但し、利用者、家族、他の利用者、訪問看護従事者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、訪問看護従事者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をサービス

提供記録書に記載する。

(高齢者の虐待防止)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- ④ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2 事業所は、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 涓泉会と R 訪問看護ステーションが定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年12月 1日から施行する。

平成16年	9月	1日	一部変更
平成18年	7月	1日	一部変更
平成19年	8月13日		一部変更
平成20年	4月	1日	一部変更
平成21年	4月	1日	一部変更
平成22年	4月	1日	一部変更
平成23年	6月	1日	一部変更
平成24年	4月	1日	一部変更
平成26年	5月27日		一部変更
平成26年	10月	9日	一部変更

平成27年	4月	1日	一部変更
平成27年	5月	1日	一部変更
平成28年	1月	5日	一部変更
平成30年	4月	1日	一部変更
平成30年	7月	1日	一部変更
令和元年	10月	1日	一部変更 (別紙料金表含む)
令和元年	11月	1日	一部変更
令和2年	9月	1日	一部変更
令和3年	4月	1日	一部変更 (別紙料金表含む)
令和4年	4月	1日	一部変更 (別紙料金表)
令和5年	3月	1日	一部変更
令和5年	5月	11日	一部変更
令和6年	6月	1日	一部変更 (別紙料金表含む)
令和7年	9月	1日	一部変更
令和8年	1月	1日	一部変更

運営規定 別紙1-1 (介護保険・・訪問看護費)

第12条 (利用料その他の費用の額)

介護保険給付対象のサービス利用料金

ご利用料金					
		ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
看護師	訪問看護 I 1 : 20分未満	3,579円	358円	716円	1,074円
	訪問看護 I 2 : 30分未満	5,369円	537円	1,074円	1,611円
	訪問看護 I 3 : 30分以上60分未満	9,382円	939円	1,877円	2,815円
	訪問看護 I 4 : 60分以上90分未満	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円
	訪問看護 I 4・長(※1) : 90分以上	16,279円	1,628円	3,256円	4,884円
准看護師が訪問看護を行った場合は、上記金額の90%の料金になります。 ※1は特別管理加算を算定している方だけのサービスです。					
※複数名、夜間、早朝、深夜の訪問の場合は割増料金となります。					
□加算等					
緊急時訪問看護加算Ⅱ(月1回)		6,543円	655円	1,309円	1,963円
特別管理加算Ⅰ(月1回)		5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算Ⅱ(月1回)		2,850円	285円	570円	855円
ターミナルケア加算(サービス月のみ)		28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算(初回訪問時)※退院日の場合		3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(初回訪問時)		3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算		6,840円	684円	1,368円	2,052円
介護連携強化加算		2,850円	285円	570円	855円
口腔連携強化加算		570円	57円	114円	171円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(毎回)		68円	7円	14円	21円

保険適用外	
* 死後の処置料	15,000円
* 緊急の場合、事前にご利用者の同意を得て、タクシー等を利用する時は実費を頂きます。	

* サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。

* またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。

運営規定 別紙1-2 (介護保険・介護予防訪問看護費)

第12条 (利用料その他の費用の額)

介護保険給付対象のサービス利用料金

ご利用料金					
		ご利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
看護師	訪問看護 I 1 : 20分未満	3,454円	346円	691円	1,037円
	訪問看護 I 2 : 30分未満	5,141円	515円	1,029円	1,543円
	訪問看護 I 3 : 30分以上60分未満	9,051円	906円	1,811円	2,716円
	訪問看護 I 4 : 60分以上90分未満	12,426円	1,243円	2,486円	3,728円
	訪問看護 I 4・長(※1) : 90分以上	15,846円	1,585円	3,170円	4,754円
准看護師が訪問看護を行った場合は、上記金額の90%の料金になります。 ※1は特別管理加算を算定している方だけのサービスです。					
※複数名、夜間、早朝、深夜の訪問の場合は割増料金となります。					
□加算等					
緊急時訪問看護加算Ⅱ(月1回)		6,543円	655円	1,309円	1,963円
特別管理加算Ⅰ(月1回)		5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算Ⅱ(月1回)		2,850円	285円	570円	855円
初回加算(初回訪問時)※退院日の場合		3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(初回訪問時)		3,420円	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算		6,840円	684円	1,368円	2,052円
口腔連携強化加算		570円	57円	114円	171円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(毎回)		68円	7円	14円	21円

保険適用外

- * 死後の処置料 15,000円
- * 緊急の場合、事前にご利用者の同意を得て、タクシー等を利用する時は実費を頂きます。

サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。

またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。

運営規定 別紙1-3 (医療保険)

第12条 (利用料その他の費用の額)

訪問看護基本利用料金 (ご利用料金 基本療養費+管理療養費+その他の加算)				
ご利用料金		1割の料金	2割の料金	3割の料金
<input type="checkbox"/> 訪問回数毎に必要な金額				
基本療養費Ⅰ (週3回まで)	5,550	560円	1,120円	1,670円
(週4回以降)	6,550	660円	1,320円	1,970円
准看護師の場合 (週3回まで)	5,050	510円	1,020円	1,520円
(週4回以降)	6,050	610円	1,220円	1,820円
緩和ケア・褥瘡ケア専門看護師の場合 (月1回)	12,850	1,285	2,570円	3,855円
基本療養費Ⅱ (週3回まで)	4,300	430円	860円	1,290円
(週4回以降)	5,300	530円	1,060円	1,590円
准看護師の場合 (週3回まで)	3,800	380円	760円	1,140円
(週4回以降)	4,800	480円	960円	1,440円
緩和ケア・褥瘡ケア専門看護師の場合 (月1回)	12,850	1,285	2,570円	3,855円
基本療養費Ⅲ (外泊中)	8,500	850円	1,700円	2,550円
管理療養費 (月の初日)	7,670	767円	1,534円	2,301円
管理療養費Ⅰ (月の2日目以降)	3,000	300円	600円	900円
<input type="checkbox"/> その他の加算等				
難病等複数回訪問加算 (1日2回)	4,500	450円	900円	1,350円
(1日3回以上)	8,000	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算 (月14日まで)	2,650	260円	520円	770円
緊急訪問看護加算 (月15日以降)	2,000	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算 (週1回まで)	5,200	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算 (週1日まで)	4,500	450円	900円	1,350円
准看護師の場合 (週1日まで)	3,800	380円	760円	1,140円
看護補助者の場合 (週3日まで)	3,000	300円	600円	900円
夜間・早朝加算 (18時~22時、6時~8時)	2,100	210円	420円	630円
深夜加算 (22時~6時)	4,200	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算Ⅱ (月1回)	6,400	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算 (月1回)	2,500	250円	500円	750円
重症度が高いもの (月1回)	5,000	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算	8,000	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000	200円	400円	600円
退院支援指導加算	6,000	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算 (長時間)	8,400	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算 (月1回)	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回まで)	2,000	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	2,500	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費 (月1回)	1,500	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費	25,000	2,500	5,000円	7,500円
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) (月1回)	780	78円	156円	234円

保険適用外

* 死後の処置料 15,000円

* 緊急の場合、事前にご利用者の同意を得て、タクシー等を利用する時は実費を頂きます。

サービス利用月の翌月25日までに、サービス利用月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、サービス利用前月の領収書と一緒に送付させていただきます。

またご利用料金は、原則としてサービス利用月の翌月27日に口座自動引き落としにさせていただきます。